

## 令和2年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)

令和2年 月 日  
硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

令和2年度の硫黄島に係る遺骨収集については、「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」（平成26年3月26日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定（平成27年4月14日、平成29年4月13日、平成30年4月10日、平成31年4月19日及び令和2年 月 日同会議で一部修正））に基づき、以下の取組を実施する。

### 1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、遺族等関係者の立会の下、民間業者を活用し、以下のとおり、滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施する。さらに、滑走路周辺部（庁舎地区を含む）における壕の構造解析・検証及びボーリング調査等を実施するほか、地下20メートル程度までボーリング調査による滑走路地区東側半面の壕の探査を行う。
  - また、掘削・遺骨収容・ボーリング調査等の結果について、位置情報を含め記録する。
  - ① 未探索の壕（1箇所）について、閉塞地点の先の掘削方法の検討を行う。
  - ② 引き続き滑走路周辺部（庁舎地区を含む）で確認されている探索済みの壕のうち、地下10メートル超の深度が推定される壕について、構造解析を行い、壕内の閉塞している地点の先が滑走路方向に延びているなどの可能性がないか検証し、そのような壕があれば、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
  - ③ 引き続き、面的なボーリング調査により、地下20メートル程度まで滑走路地区東側半面の壕の探査を行う。
  - ④ 令和元年度に新たに確認された未探索の地下壕1箇所について、構造解析や入壕方法の調査、検討を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・ 滑走路地区において安全かつ円滑に掘削・遺骨収容するための技術的知見の提供及び滑走路運用面の調整
  - ・ 厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
  - ・ 燃料の有償支援
  - ・ 厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
  - ・ 遺骨収容に係る在島自衛官の支援
  - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

- 厚生労働省及び防衛省は、これまでの作業状況を踏まえて、現滑走路の移設に関する検討を進める。

## 2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺族やNPO等の協力を得て、遺骨収集団を派遣し、外周道路外側の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・ 厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
  - ・ 燃料の有償支援
  - ・ 厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
  - ・ 遺骨収容に係る在島自衛官による支援
  - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

## 3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、滑走路地区周辺以外の探索済み壕について、過去の調査報告書等をもとに閉塞壕の洗い出しを行うとともに、職員を常駐させ、民間業者を活用し、閉塞壕の構造を解析して、閉塞地点の先に該当する地上部分におけるボーリング調査等を行うことにより壕の探索を進め、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。  
また、これまでの面的調査で未発見となっている壕等について、引き続き、遺骨・壕等の存在が推測される地点の調査を行い、遺骨が確認された場合は、その収容を行う。  
さらに、改良型地中探査レーダにより地下15メートル程度まで、北飛行場跡地の壕の探査を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
  - ・ 厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
  - ・ 燃料の有償支援
  - ・ 厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
  - ・ 遺骨収容に係る在島自衛官による支援
  - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

#### 4. その他

- 関係省庁会議は、滑走路地区の掘削・遺骨収容、外周道路外側の遺骨収容等の状況について、厚生労働省のホームページに隨時掲載し、公表する。
- なお、平成 28 年 4 月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号）が施行され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確實に実施することが国の責務と位置づけられた。  
同法に基づき、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として、（一社）日本戦没者遺骨収集推進協会が指定され、硫黄島においては、同年 11 月から、厚生労働省が、遺骨収集等に関する業務を（一社）日本戦没者遺骨収集推進協会に委託し実施している。